

指定障害者支援施設 施設長 様

札幌市保健福祉局障がい福祉課
自立支援担当課長 高橋 みゆき

重度障害者支援加算の算定要件緩和について

平素より、本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定に伴い、施設入所支援における「重度障害者支援加算」の対象者要件が緩和されました。

本市においては、標記加算の認定事務について早急に進めているところですが、報酬に係る告示の遅延に伴い、現時点では加算対象者である旨記載した受給者証は手元に届いておりません（4 月中・下旬着を予定）。

つきましては、4 月分の請求を行うにあたり、念のため、当該加算の認定がなされていないか、再度、利用者にご確認ください。また、各事業所における標記加算の対象者数の増加に伴い、算定区分が変更となる場合、所定の届出が必要となりますので、併せてご確認くださいませようお願いいたします。

記

1 改正内容について

(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）

加算対象者として「経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者」が追加となる。

(2) 重度障害者支援加算（Ⅱ）

強度の行動障がいをもつ利用者に対する加算認定に当たり、行動関連項目による評価を行動援護の対象者と同様に「15 点以上」から「8 点」以上に緩和する。

2 加算請求時の留意事項

サービス提供時に、受給者証に加算の対象者である旨の記載がない場合でも、請求時には、加算対象者である旨の記載がされた受給者証（「支給量等」欄に重度障害者支援加算（Ⅰ）の場合は「特別医療（注 5）」、（Ⅱ）の場合は「強度（注 6）」と記載）が利用者の手元に届いている可能性がありますのでご確認をお願いいたします。また、加算の算定にあたり、利用者負担が増える場合については、事前に利用者への説明を行った上で算定を行ってください。

3 参考

利用者あて案内文（別添）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：三岸
Tel.011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp